

## 平成 19 年度 浜田市財政健全化審査意見書

### 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

### 2 審査の期間 平成 20 年 8 月 6 日から平成 20 年 8 月 20 日

### 3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

なお、審査に当たっては、算定数値の根拠となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から各比率の算定方法等について意見を聴取した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### 記

( 単位 : % )

健全化判断比率	平成 19 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	12.54
連結実質赤字比率	-	17.54
実質公債費比率	25.1	25.0
将来負担比率	171.0	350.0

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成 19 年度の実質赤字比率は、赤字でないため算定されない。

イ 連結実質赤字比率について

平成 19 年度の連結実質赤字比率は、赤字でないため算定されない。

ウ 実質公債費比率について

平成 19 年度の実質公債費比率は 25.1%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを 0.1%上回っている。しかし、平成 18 年度及び平成 19 年度に実施された繰上償還により、来年度以降は基準を下回る見込みである。

エ 将来負担比率について

平成 19 年度の将来負担比率は 171.0%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(4) 審査の概要

ア 実質赤字比率

実質赤字比率については、一般会計と一般会計等に属する特別会計として住宅新築資金等貸付事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が該当する。実質収支は 151,913 円の黒字となっており、実質赤字比率は算定されないことを確認した。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率については、実質収支が 879,396 千円の黒字となり、連結実質赤字比率は算定されないことを確認した。

企業会計の連結会計制度の概念を取り入れたもので、一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、会計間での赤字の操作を防ぎ、連結全体での経営状況を明らかにするものである。

一般会計等以外の特別会計や公営企業会計で大幅な赤字が発生すれば、一般会計から補てんが生じ、連結全体での収支不足を生じる恐れがある。平成 19 年度は、公共下水道事業と簡易水道事業において繰出基準を超える額の繰出しがあった。

なお、今回の連結実質赤字比率における算定方法では、連結の対象として一部事務組合や土地開発公社、第三セクター等の収支は含まれないことは注意が必要である。

## ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率については、以下の点に留意しながら、25.1%の算定が適正であるか審査した。

- ・「公債費充当一般財源等額」から控除できる特定財源である公営住宅使用料の充当が妥当かなどを審査した。平成19年度は、公債費6,769,692千円から特定財源等を控除した5,834,905千円が計上されている。
- ・「満期一括償還地方債の年度割額」については、平成18年度に発行した公募地方債200,000千円の年割額が計上される。5年償還のため、年割額は40,000千円と考えられるが、算定ルールに基づき30年割りで算定しているため、6,667千円が計上されている。
- ・「公営企業の地方債財源に充てられた繰入金」については、各公営企業の算定数値を確認した。その際に、繰入金額から繰上償還に当てる財源と資本費平準化債発行額を控除するとの説明を受けた。
- ・「公債費に準ずる債務負担行為」については、土地開発公社が先行取得した土地の買い戻し額や農道・林道整備等に関するもの495,896千円が計上されている。

## エ 将来負担比率について

将来負担比率については、今年度初めて算定される指標であり、特に重点的に審査した。今後、発生すると見込まれる負担額が妥当であるかどうか、計上すべき負担額が正しく計上されているかどうか審査した。

また、審査の視点として、数値が正しく算定されているかどうかはもちろんであるが、算定方法による算定数値と浜田市の実態とが大きく乖離していないかにも注意した。算定方法では計上されないが、市の現状と照らし合わせて、実質的には将来負担として計上すべきものがないか、今後、財政的な支出が発生する可能性のあるものがないか、将来負担から控除できる財源として計上されていても実際は現金化できる可能性が低いものがないか、注意して審査した。

- ・「債務負担行為に基づく支出予定額」は、地方債をその財源とすることができる経費に係る支出予定額のうち、平成20年度以降の元金分である（ストックベースで計上するため利子分は含まない）。土地開発公

社の土地の買い戻し等が含まれる。平成19年度末の一般会計の債務負担行為残高は4,249,475千円あるが、そのうち、地方財政法第5条に規定するものが将来負担として計上されているため、1,806,435千円となっている。

- ・「公営企業債等繰入見込額」では、水道事業会計や公共下水道事業会計等に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込み額15,275,672千円が計上されている。
- ・「組合等負担見込額」では、浜田地区広域行政組合のごみ処理施設に係る地方債現在高に、浜田市と江津市の負担按分割合を考慮した額が負担見込額として計上されている。負担見込み額は4,142,845千円となっている。
- ・「設立法人の負債額等負担見込額」の「土地開発公社の負債額」では、将来負担額は発生していない。その妥当性について審査を行った。土地開発公社の総負債額2,184,370円から、現金預金や売却可能資産等を控除した差額により将来負担額を計上するため、売却可能資産の時価評価額の計上が正しいか、特に留意した。

負債から控除される売却可能資産となる公社の保有している販売用土地等である原井小跡地用地699,172千円、浜田医療センター跡地用地1,203,402千円等の合計1,922,317千円が計上されている。

評価方法は、取得価額と時価評価額のうちいずれか少ない額を挙げる低価法を原則としている。時価評価の方法は、固定資産税評価額を調整する方法や不動産鑑定評価を用いる方法等から選択することになっている。浜田市は、固定資産税評価額を調整する方法を採用しているが、次年度以降は、この評価方法が適当であるかどうか、他の評価方法を採用する方が妥当でないか検討する必要がある。時価評価の計上方法によって将来負担額が変動するため、今後も時価評価の計上に当たっては、実態と乖離することがないように厳正に実施されたい。

なお、今回の算定上は問題ないが、負債から控除する販売用土地等の中に、長期間にわたり売却されていない土地や今後の売却のめどがたっていない土地も売却可能資産として計上されている。売却の可能性についても、大きく実態と乖離することがないように精査した上で、負債から控除される資産額を計上されたい。

あわせて、土地開発公社の経営状況についても、平成19年度の決算状況で確認した。平成19年度の純利益は3,820,221円となっている。

- ・「設立法人の負債額等負担見込額」の「第三セクター等」に係るものについて、今回の算定方法では、団体への出資の有無は関係なく、損失補償契約等をしている第三セクターのみが将来負担計上の対象となる。よって、浜田市では、損失補償契約等をしている団体はないため将来負担額は発生していない。

しかし、実質的には、財政的な支援が必要となる第三セクター等が発生することも考えられる。第三セクター等の経営状況を精査した上で、経営状況が悪化しており、今後、財政的支援が発生すると見込まれるものについては、将来負担額として計上することも検討されたい。その計上方法については、総務省の示した財務諸表から負債額に対する貸倒引当金を計上する方式を採用することが適当であると思われる。

- ・ 将来負担額から控除される「充当可能財源等」のうち「充当可能基金」については、充当可能特定財源の過大見込みや計上もれはないか審査した。財政調整基金2,062,876千円、地域振興基金2,810,942千円等で、合計9,410,716千円が計上されている。

- ・ 「充当可能な特定の歳入見込額」については、公営住宅使用料1,099,634千円や地方債を財源とする貸付金の償還金等の合計1,619,168千円が計上されている。第三セクター再生支援貸付金（ゆうひパーク浜田への貸付金200,000千円）については、現時点の経営状況においては、貸付金の返還が滞る恐れは少なく、充当が妥当であることを確認した。今後も経営状況を確認していく必要がある。

なお、その他に充当可能な財源はないか審査した。特別会計や公営企業の現金預金、基金残高（広域行政組合の浜田市分の基金残高約6億6千万円等）は充当可能資金に算入することが適当ではないかと思われるが、今回の算定方法では計上されないことを確認した。